

発議第10号

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年12月18日提出

提出者	千葉市議会議員	中島 賢治	提出者	千葉市議会議員	植草 毅
〃	〃	石川 美香	〃	〃	岩井 雅夫
〃	〃	吉川 英二	〃	〃	亀井 琢磨
〃	〃	茂呂 一弘	〃	〃	田畑 直子
〃	〃	岳田 雄亮	〃	〃	川合 隆史
〃	〃	須藤 博文	〃	〃	段木 和彦
〃	〃	岡崎 純子	〃	〃	森山 和博
〃	〃	桜井 秀夫	〃	〃	酒井 伸二
〃	〃	青山 雅紀	〃	〃	小松崎文嘉
〃	〃	伊藤 隆広	〃	〃	向後 保雄
〃	〃	前田健一郎	〃	〃	宇留間又衛門
〃	〃	小坂さとみ	〃	〃	三須 和夫
〃	〃	三井美和香	〃	〃	石井 茂隆
〃	〃	渡辺 忍	〃	〃	米持 克彦
〃	〃	蛭田 浩文	〃	〃	石橋 毅
〃	〃	伊藤 康平	〃	〃	白鳥 誠
〃	〃	阿部 智	〃	〃	三瓶 輝枝
〃	〃	松坂 吉則			

千葉県条例第 号

千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

~~~~~

議 案 説 明

議員の期末手当を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。